

LEC社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

## 2025年澤井道場

### 直前MAX完全予想 これだけ800本

(2025年合格目標 澤井道場 教材)

(2025/08/06現在)

「2025年澤井道場 直前MAX完全予想 これだけ800本」の教材におきまして、以下の訂正箇所がございます。受講生の皆様には大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※<RL25\*\*\*>の表記は教材を区別するためのコードです。コードは教材表紙のバーコード下に記載しております。

- 
- 2025/07/23掲載分… p. 1~6
  - 2025/08/06掲載分… p. 7~8

【2025/07/23 掲載分】

## 健康保険法 解説(RL25219)

訂正箇所	訂正内容	
	訂正前	訂正後
訂正 P69 〔問 069〕 2行目の→覚え方	→覚え方…70歳前・53万円以上・ <u>人口肝臓</u> で2万円	→覚え方…70歳前・53万円以上・ <u>人口腎臓</u> で2万円

## 国民年金法 問題(RL25220)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P6 〔問 014〕 5 行目	…、乙が任意加入被保険者となるのは、 <u>令和 7 年 2 月</u> からである。	…、乙が任意加入被保険者となるのは、 <u>令和 3 年 2 月</u> からである。

## 国民年金法 解説(RL25221)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P14 〔問 014〕 5 行目	…、乙が任意加入被保険者となるのは、 <u>令和 7 年 2 月</u> からである。	…、乙が任意加入被保険者となるのは、 <u>令和 3 年 2 月</u> からである。
	訂正箇所	訂正後	
訂正	P15 〔問 014〕	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）	

**〔問 014〕 ×**

乙が 60 歳となるのは令和 3 年 1 月 31 日（満年齢に達するのは誕生日の前日である）であるから同年 1 月が資格喪失月（年齢到達はその日喪失）となる。よって、乙の第 1 号被保険者期間は令和 2 年 12 月（喪失月の前月）までであり、任意加入被保険者となる初月は「令和 3 年 1 月」である。

●被保険者期間は資格を取得した月から資格を喪失した月の前月まで

**<第 1 号被保険者の資格喪失日>**

死亡、住所の海外移転⇒翌日喪失、年齢到達…60 歳（誕生日の前日）その日

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P81 〔問 092〕 表《まとめ：指定団体》の「保険料納付受託者」	※下記に差し替え（下線部が訂正部分）

保険料 納 付 受託者	被保険者の <u>委託</u> を受けて、 <u>納付事務</u> を行うことができるもの ①国民年金基金又は国民年金基金連合会 ②納付事務を <u>適正かつ確実</u> に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの ■帳簿の保存は3年間
-------------------	--

※ 「③厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村」を削除

## 一般常識 問題(RL25226)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P29 〔問 011〕 3 行目～4 行目	…、国保組合の財政力を勘案して <u>1,000</u> 分の <u>13</u> から <u>32</u> までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助することができる。	…、国保組合の財政力を勘案して <u>100</u> 分の <u>13</u> から <u>32</u> までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助することができる。

## 一般常識 解説(RL25227)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P74 〔問 011〕 3 行目～4 行目	…、国保組合の財政力を勘案して <u>1,000 分の 13 から 32</u> までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助することができる。	…、国保組合の財政力を勘案して <u>100 分の 13 から 32</u> までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助することができる。

【2025/07/23 掲載分】

### 一般常識 問題(RL25226)

訂正	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
	P29 〔問 043〕 工肢	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

エ) 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和5年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者の割合は30.1%と、前回調査（令和4年度17.13%）より13.0ポイント上昇した。

## 一般常識 解説(RL25227)

訂正箇所	訂正内容
	訂正後
訂正 P48 〔問 043〕 工賃	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

エ) 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和5年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者の割合は30.1%と、前回調査（令和4年度17.13%）より13.0ポイント上昇した。

以上